

公益財団法人豊田市文化振興財団 令和7年6月定時評議員会

令和7年6月25日(水) 午前9時

豊田市民文化会館 会議室 A

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選出

4 議決事項

議案第1号 令和6年度公益財団法人豊田市文化振興財団決算について

議案第2号 公益財団法人豊田市文化振興財団評議員の選任について

議案第3号 公益財団法人豊田市文化振興財団理事及び監事の選任について

議案第4号 公益財団法人豊田市文化振興財団評議員及び役員の報酬等並

びに費用に関する規則の一部を改正する規則について

5 報告事項

(1) 令和6年度公益財団法人豊田市文化振興財団事業報告について

(2) 公益財団法人豊田市文化振興財団及び公益財団法人豊田市国際交流協会の合併手続の進捗状況について

6 そ の 他

令和7年度 議案第1号

令和6年度公益財団法人豊田市文化振興財団決算について

上記の議案を提出する。

令和7年6月25日

公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 豊田 彬子

(提案理由)

この案を提出するのは、定款第12条第2項の規定に基づき、令和6年度決算の承認を得たいからである。

令和7年度 議案第2号

公益財団法人豊田市文化振興財団評議員の選任について

上記の議案を提出する。

令和7年6月25日

公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 豊田 彬子

(提案理由)

この案を提出するのは、評議員の辞任に伴い、定款第17条第1項の規定に基づき、後任の評議員を選任したいからである。

辞任評議員

氏 名	所属・役職等	備 考
植 松 良 太	前トヨタ自動車株式会社 総務部 担当部長	令和7年6月25日 辞 任
鈴 木 聖 人	一般社団法人豊田青年会議所 直前理事長	令和7年6月25日 辞 任

評議員候補者

氏 名	所属・役職等	備 考
石 崎 正 樹	トヨタ自動車株式会社 総務部渉外室 室長	令和7年6月25日 就 任
酒 井 辰 範	一般社団法人豊田青年会議所 理事長	令和7年6月25日 就 任

任期：前任者の残任期間（令和9年6月開催予定の定時評議員会終結の時まで（2年））

令和7年度 議案第3号

公益財団法人豊田市文化振興財団理事及び監事の選任について

上記の議案を提出する。

令和7年6月25日

公益財団法人豊田市文化振興財団
理 事 長 豊 田 彬 子

(提案理由)

この案を提出するのは、理事の任期満了及び監事の辞任に伴い、定款第29条第1項の規定に基づき、後任の理事及び監事を選任したいからである。

理事候補者

氏 名	所属・役職等	備 考
青 木 勉	豊田市地域活躍部長	新 任
河 木 照 雄	豊田商工会議所 副会頭	再 任
杉 坂 盛 雄	ひまわりネットワーク株式会社 常務取締役	再 任
杉 山 基 明	元豊田市副市長	再 任
曾 我 史 人	豊田市こども・若者部長	新 任
豊 田 彬 子	公益財団法人あすて 理事長	再 任
花 光 博 之	トヨタ自動車株式会社 総務部渉外室第1グループ グループ長	新 任
藤 本 聡	公益財団法人豊田市文化振興財団	再 任
八 木 健 次	豊田市魅力創造部長	再 任

任期：令和9年6月開催予定の定時評議員会終結の時まで（2年）

辞任監事

氏 名	所属・役職等	備 考
塚 田 良	豊田市総務部長	令和7年6月25日 辞 任

監事候補者

氏 名	所属・役職等	備 考
竹 内 未 帆	豊田市総務部 副部長	令和7年6月25日 就 任

任期：前任者の残任期間（令和9年6月開催予定の定時評議員会終結の時
まで（2年））

令和7年度 議案第4号

**公益財団法人豊田市文化振興財団評議員及び役員の報酬等並びに費用
に関する規則の一部を改正する規則について**

上記の議案を提出する。

令和7年6月25日

公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 豊田 彬 子

(提案理由)

この案を提出するのは、情勢との適応及び他との均衡を考慮し、常勤役員の報酬額等について所要の改正を行いたいからである。

公益財団法人豊田市文化振興財団評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規則の一部を改正する規則

公益財団法人豊田市文化振興財団評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規則（平成23年3月29日議決）の一部を次のように改正する。

別表第1中「433,000円」を「438,100円」に改める。

別表第2中「117.5」を「120」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、議決の日から施行し、改正後の公益財団法人豊田市文化振興財団評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規則の規定は、令和7年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（報酬の内払）

- 2 この規則の施行前に改正前の公益財団法人豊田市文化振興財団評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規則の規定に基づいて既に役員に支払われた適用日以後の報酬は、改正後の公益財団法人豊田市文化振興財団評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規則の規定による報酬の内払とみなす。

公益財団法人豊田市文化振興財団評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規則の新旧
対照表

旧		新	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
区 分	報 酬 の 額	区 分	報 酬 の 額
評議員	日額 8,000円	評議員	日額 8,000円
常勤役員	月額 433,000円	常勤役員	月額 438,100円
理事長	月額 65,000円	理事長	月額 65,000円
副理事長	月額 63,000円	副理事長	月額 63,000円
理事長及び副 理事長以外の 非常勤役員	日額 8,000円	理事長及び副 理事長以外の 非常勤役員	日額 8,000円
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
区 分	賞 与 の 額	区 分	賞 与 の 額
6月	報酬月額に100分の11 7.5を乗じて得た額	6月	報酬月額に100分の12 0を乗じて得た額
12月	報酬月額に100分の11 7.5を乗じて得た額	12月	報酬月額に100分の12 0を乗じて得た額